

定期報告制度のご案内

- 特定建築物 防火設備 昇降機等

1. 定期報告制度について

劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅等は、不特定多数の人々が利用する建築物であり、利用者の安全を確保するため、火災等が発生した場合に、利用者が安全に避難できるように建築されています。

しかし、建築物の維持管理・利用が適切に行われていない場合には、火災等の災害が発生した際に建築物が備えている本来の機能を十分に発揮できず、安全性が低下し、人的被害をもたらす災害を引き起こし、大惨事となる恐れがあります。

近年では、建築物だけでなくエレベーターや遊戯施設の事故が相次いでおり、いずれも定期検査が適切に行われていなかったことで、事故につながった可能性が指摘されています。

そのため、建築基準法第12条では、上記の災害、事故等の発生や拡大を未然に防ぐため、専門家による調査または検査を定期的に受け、その結果を特定行政庁に報告するよう義務付けています。

2. 定期報告制度の改正（平成28年6月1日施行）の概要

建築物等の定期報告については、これまで特定行政庁（小山市）が対象となる建築物や昇降機を全て指定して、当該建物所有者に対して調査・報告を求めていました。

近年、高齢者等が居住する施設等において、火災等による大きな被害が発生したことを受け、平成28年6月1日に施行された建築基準法の一部改正に伴い、特殊建築物（建築基準法第6条第1項に掲げる建築物）で安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物等については、政令（建築基準法施行令第16条）により一律に定期報告の対象となる建築物等を指定し、それ以外の建築物等については、特定行政庁が指定を行うこととなりました。



小山市 HP

3. 定期報告の対象となる建築物等

◆小山市における定期報告対象建築物等一覧表（令和元年6月25日施行）

	用途 (法別表第1の(い)欄の用途)	対象用途の位置・規模 (いずれかに該当するもの)	報告 間隔	報告時期
特定建築物 (※1)	(1)劇場、映画館、演芸場	・地階(※3) ・F≧3階(※3) ・A(客席部分)≧200㎡ ・主階が1階にないもの	2年	検査済証の交付を受けた日の属する月から起算して報告間隔を超えない11月
	(1)観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	・地階(※3) ・F≧3階(※3) ・A(客席部分)≧200㎡		
	(2)病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	・地階(※3) ・F≧3階(※3) ・2階A≧300㎡ (2階に患者の収容施設がある場合)		
	(2)児童福祉施設等(※4) (高齢者等の就寝の用に供するものに限る)	・地階(※3) ・F≧3階(※3) ・2階A≧300㎡		
	(2)ホテル、旅館	・地階(※3) ・F≧3階(※3) ・2階A≧300㎡ ・A≧1000㎡(市細則)		
	(4)百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・地階(※3) ・F≧3階(※3) ・2階A≧500㎡ ・A≧3000㎡ (避難階のみA≧3000㎡は市細則)		
	(2)共同住宅、寄宿舎、下宿等(※4) (高齢者等の就寝の用に供するものに限る)	・地階(※3) ・F≧3階(※3) ・2階A≧300㎡	3年	次回以降、報告間隔を超えない11月
	(3)体育館(学校に付属するものを除く)	・F≧3階(※3) ・A≧2000㎡		
	(3)博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・F≧3階(※3) ・A≧2000㎡		
	事務所その他これらに類するもの	・F≧5階かつA>1000㎡(市細則)		
防火設備	定期報告対象建築物 (市細則指定建築物を含む)	・ <u>随時閉鎖式のもの</u> (外壁開口部の防火設備、 <u>常時閉鎖式</u> の防火設備、防火ダンパーは除く)	1年	検査済証の交付を受けた日以降の11月 次回以降、毎年11月
	病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供する施設(A>200㎡)(※4)			
昇降機等	エレベーター、いす式階段昇降機、段差解消機 (ホームエレベーター(※5)及び労働安全衛生法対象のエレベーター(※6)を除く)		1年	検査済証交付月 次回以降、毎年 検査済証交付月
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機			
	遊戯施設等(観光用のエレベーター及びエスカレーターを含む)(※7)			

※この一覧表は、以下の法令等を基に作成したものです。

- ・建築基準法(法)、建築基準法施行令(令)、建築基準法施行規則(規則)
… 法12条1項・3項、法6条1項1号、法88条1項、令16条、令14条の2、令138条2項、規則5条、規則6条
- ・建築基準法に基づく告示(告示) … 平成28年1月21日第240号(最終改正 令和元年6月21日第200号)
- ・小山市建築基準法施行細則(市細則) … 市細則12条、13条

※1 その用途に供する部分の床面積が200㎡以下の建築物を除きます。(法12条1項、法6条1項1号)

※2 Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

※3 「地階」、「F≧3階」については、「地階」、「3階以上の階」における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもの(特定規模建築物)を除きます。(告示)

※4 高齢者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の施設に限る。)をいいます。(告示)

※5 籠が住戸内のみを昇降するものをいいます。(告示)

※6 労働安全衛生法第12条第1項第6号に規定するエレベーター(積載荷重が1トン以上のもので、労働基準法別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の事業場に設置されるもの)をいいます。(告示)

※7 一般の交通の用に供されるものを除きます。(法88条1項、令138条2項)

4. 新築の建築物等における定期報告の初回免除【規則第5条・第6条、市細則第13条】

新築した建築物等については、建築基準法の完了検査済証の交付を受けた直後の報告が免除されます。下記の例を参考に、定期報告の時期の確認をしてください。

◆新築した建築物及び新設した防火設備の初回免除の例（報告月：各年11月）

用途	R1		R2.11	R3.11	R4.11	R5.11	R6.11	R7.11
	～11.30	12.1～						
報告間隔 2年の 特定建築物	11.30以前 検査済証交付		初回 免除		1回目 報告		2回目 報告	
		R1.12.1以降 検査済証交付		初回 免除		1回目 報告		2回目 報告
報告間隔 3年の 特定建築物	11.30以前 検査済証交付			初回 免除			1回目 報告	
		R1.12.1以降 検査済証交付			初回 免除			1回目 報告
防火設備	11.30以前 新設	初回 免除	1回目 報告	2回目 報告	3回目 報告	4回目 報告	5回目 報告	6回目 報告
		R1.12.1以降 新設	初回 免除	1回目 報告	2回目 報告	3回目 報告	4回目 報告	5回目 報告

◆新設した昇降機等の初回免除の例（報告月：検査済証交付月）

用途	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
昇降機等	検査済証交付	初回 免除	1回目 報告	2回目 報告	3回目 報告	4回目 報告	5回目 報告

5. 調査・検査の時期【市細則第13条第3項】

調査または検査は、定期報告書提出期日前の3か月以内に行ってください。

（例 … 報告書提出期日：11月30日 → 調査または検査日：9月1日～報告書提出期日）

6. 定期報告の調査・検査等ができる資格者【法第12条第1項・第3項、規則第6条の5】

定期報告における調査・検査を行うことができる資格者は、下表のとおりです。

◆資格者一覧表（平成28年6月1日施行）

資格	調査・検査対象			
	特定建築物	建築設備	防火設備	昇降機等
一級建築士・二級建築士	○	○	○	○
特定建築物調査員	○			
建築設備検査員		○		
防火設備検査員			○	
昇降機等検査員				○

※小山市においては、特定建築物、防火設備、昇降機等が定期報告の対象です。

7. 定期報告の様式・提出先・提出部数について

定期報告の様式は、建築基準法に定められた様式です。

対象建築物等により様式・提出先が異なりますので、ご注意ください。

提出部数は、定期報告書2部（正・副）及び定期報告概要書1部です。受付後、受付印を押した副本を返却します。

報告対象	様式	提出先
特定建築物 防火設備	栃木県 HP より ダウンロード → できます。 	〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号4階 小山市 都市整備部 建築指導課 建築指導係 TEL 0285-22-9233 / FAX 0285-22-9685
昇降機等	北関東ブロック 昇降機等検査 協議会 HP より → ダウンロード できます。 	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2丁目1番地 シンコーミュージック・プラザビル 8階 一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会 TEL 03-3295-6159 / FAX 03-3295-6163

お問い合わせ：栃木県小山市中央町1丁目1番1号 4階
小山市 都市整備部 建築指導課 建築指導係
TEL 0285-22-9233 / FAX 0285-22-9685